

事業評価書 (事前・事後)

平成 16 年 8 月

評価対象 (事業名)	業種・職種間ミスマッチ対策	
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局首席職業指導官室
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
		公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
希望する求人の範囲が極端に狭い、又は範囲が特定できない等の理由により有効適切な求職活動ができずにいる求職者に対し、効果的な求職活動のノウハウや留意事項の提供、求人が多く就職可能性の高い業種や職種への求職活動の方針転換の促進等のため、セミナーの開催等の集団指導や適職選択支援員による個別具体的な助言・相談を行うことにより求人と求職のミスマッチの解消を図る。				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
-	-	-	-	1, 5 5 4

(3) 問題分析

<p>現状分析</p> <p>求人総数の増減にかかわらず、常に求人倍率が高い業種・職種が存在し、これがミスマッチの1つの要因となっている。</p> <p>例えば、失業率が5.8%であった平成14年度において、事務的職業(例：一般事務員の有効求人倍率0.10等)の求人倍率は低い一方、情報処理技術者(例：システムエンジニア1.53等)、看護、介護関係(ホームヘルパー1.07等)は求人倍率が高い。</p> <p>問題点</p> <p>募集事業所の業種及び募集職種については、求人者としては変更困難な事項であり、</p>
--

求職者が希望職種を変更することでしか、このミスマッチを解消することができない。

問題分析

求職者が、対象となる業種・職種に対して応募しない理由には、その条件に起因するものの他では、効果的な情報収集方法等の困難さや、その業種・職種に対するなじみや知識がない、これまでの経験や持っている能力とあわないと感じる等があると考えられる。

事業の必要性

本事業は、求職者に対して、個々の求職者の適性に応じた効果的な情報収集方法や求人選択のための援助、安定所が提供する各種サービスについての情報提供、窓口への誘導や予約等の手配、近年求人が多い業種・職種であって求人倍率が特に高くかつ充足率が低いものに関し、業種・職種の動向、将来のキャリア・パス、必要とされる知識・経験等について広く情報提供をし、専門的な相談を行うとともに、セミナー等を通じ、求職者の理解を深めることにより、職種転換を促し、求人と求職のミスマッチの解消を図り、当該業種・職種での就職を促進するために必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期			事業開始後順次			
アウトプット指標	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	目標値/基準値
適職選択支援員支援 件数						
(説明) 適職選択支援員が相談等の支援を実施 した回数			(モニタリングの方法) 各都道府県労働局からの報告による。			

2. 評価

(1) 必要性

公益性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）に提出された求人及び安定所に求職申込をしている求職者のミスマッチ解消のため、求職者の希望職種の変更を促すような支援を行うものであり、安定所を運営する国が行う必要がある。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 安定所に提出された求人及び安定所に求職申込をしている求職者のミスマッチ解消のため、求職者の希望職種の変更を促す支援を行うものであり、安定所を運営する国が行う必要がある。			

民営化や外部委託の可否	可 <input checked="" type="checkbox"/> 否
<p>(理由)</p> <p>安定所に提出された求人及び、安定所に求職申込をしている求職者のミスマッチ解消のため、求職者の希望職種の変更を促す支援を行うものであり、安定所を運営する国が行う必要がある。</p>	
緊要性の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<p>(理由)</p> <p>現存する求人と求職を最大限活用して、ミスマッチの解消を図ることで、求人の充足と求職者の再就職を促進するものであり、速やかに実施することで効果が期待できることから、早急に実施する必要がある。</p>	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
求職の申し込み 希望業種・職種の変更等に向けた業種・職種に関する説明等の働きかけ 就職(求人の充足)
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
業種・職種を理由としたミスマッチの解消が図られ、求職者の就職・求人の充足に結びつくことが見込まれる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
該当職種での再就職には能力開発が必要な場合も多く、実際の就職に結びつくまでに時間がかかる場合がある。

(3) 効率性

手段の適正性	
各地域の労働市場において、近年求人が多い業種・職種を中心に、その分野への求職者の再就職を促進するために、当該業種・職種について求職者に対し広く情報提供するとともに専門的な相談を行うことで、求職者の理解を深めることにより、希望職種の転換を促し、効率的な求職活動を可能とするものであり、他の代替手段はなく、手段として適正である。	
費用と効果の関係に関する評価	
各地域の労働市場において、近年求人が多い業種・職種を中心に、その分野への求職者の再就職を促進するためには、求職者の理解を深めることにより、職種転換を促すことが有効であり、そのため、当該業種・職種について、業種・職種の動向、事業所の特徴、将来のキャリア・パス、必要とされる知識・経験等について広く情報提供をし、専門的な相談を行うことは、最低限のコストで効果が見込まれるものである。	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
(有の場合の整理の考え方)	

(4) その他

3. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

各種政府決定との関係及び遵守状況

平成16年6月4日閣議決定

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」

第1部 「重点強化期間」の主な改革

4 「人間力」の抜本的強化

(1) 「人間力」強化のための戦略の検討

「雇用のミスマッチを縮小する施策に取り組む。」

総務省による行政評価・監視等の状況

なし

国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

会計検査院による指摘

なし